

健移発0301第3号
平成30年3月1日

一般社団法人日本移植学会理事長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための
検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法については、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け厚生省保健医療局長通知）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書。以下「マニュアル」という。）に準拠して行うこととされております。

先般、「第87回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」において、提供事例の検証過程で、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行った可能性があり、一部マニュアルに準拠していなかったおそれがあることについて、指摘がありました。

このため、今般、別添のとおり、各臓器提供施設長あてに、法的脳死判定のための検査の適正な実施について改めて万全を期すように通知しましたので、御了知願います。